

大和市教育委員会 11月定例会

日 時 平成25年11月15日
午前10時00分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第34号）大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2（議案第35号）大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例案の意見聴取について

日程第3（議案第36号）物品購入契約の締結について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 34 号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 11 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成25年11月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
委員長 石 川 創 一

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
(申し出)

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、次のとおり制定くださるよう、申し出します。

1 別表の改正 (附属機関の新設)

附属機関	設置目的	委員の数
大和市教科用図書採択検討委員会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第1項の規定に基づく教科用図書の採択について、教育委員会の諮問に応じて調査検討し、その結果を報告する。	9以内

2 改正条例の附則による大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(1) 第1条の改正 (附属機関委員の新設)

(50) 教科用図書採択検討委員会の委員

(2) 別表の改正 (報酬の額の新設)

職名		報酬の額	
50	教科用図書採択検討委員会の委員	日額	8,900

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第 35 号

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例案の意見聴取について

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 25 年 11 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成 25 年 11 月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
委員長 石 川 創 一

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例案の意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありません。



平成 25 年 11 月 5 日

大和市教育委員会委員長 石川 創一 殿

大 和 市 長 大 木 哲



大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定に伴う
条例案の意見聴取について（協議）

このことについて、大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定にあたり、別添の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当

健康福祉部 健康づくり推進課

医療予防担当

内線：5661

大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例案

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市の責務並びに市民、歯科医師等、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に取り組みを進めることが子どもの健やかな成長、歯及び口腔疾患の早期発見及び早期治療、生活習慣病の予防、介護予防等市民の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、市民の日常生活における自主的な取り組みを促すとともに、保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加すること等により、生涯にわたって、自らの歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第6条 教育関係者等（食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）

第7条第7項に規定する医療保険者をいう。)は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施に関すること。
- (3) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (4) 口腔がん対策に関すること。
- (5) 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材を育成すること。
- (6) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策を推進すること。

(歯及び口腔の健康づくり推進に関する計画)

第8条 市長は、前条に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

(財政上の措置)

第9条 市長は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 36 号

物品購入契約の締結について

物品購入契約の締結にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 11 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

議案第 号

物品購入契約の締結について

中学校パーソナルコンピュータ等備品一式の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市大和東一丁目1番1号
株式会社有隣堂大和店
店長 佐藤 宏
- 3 契約金額 96,600,000円
- 4 納入場所 大和市つきみ野三丁目5番地1
大和市立つきみ野中学校ほか8校

平成25年11月27日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

中学校パーソナルコンピュータ等備品一式を購入したい必要による。